

(2) 当該課題に係る過去の施策の実施状況及び講ずる施策等

二酸化窒素については、自動車排出ガス測定局においてのみ環境基準を超過している。自動車排ガスに係る過去の施策の実施状況及び講ずる施策等については、主要課題（第1節1(1)）を参照。

3 浮遊粒子状物質対策

(1) 浮遊粒子状物質に係る大気汚染の状況

・測定局数

当地域における浮遊粒子状物質濃度の測定は、平成13年度には、一般環境大気測定局49局、自動車排出ガス測定局17局の計66局で実施した。

・測定局における濃度の推移、達成状況

当地域内の測定濃度の高い測定局における浮遊粒子状物質濃度の推移は、図2-2-7～8のとおりであり、平成11年度までは概ね改善傾向にあったが、平成12年度以降、測定濃度はやや高まる傾向にある。

また、当地域内の浮遊粒子状物質に係る環境基準達成局数の推移は、図2-2-9～10のとおりであり、平成12年度以降、環境基準の達成局数は減少しているが、これは主として短期的評価で環境基準を超過（2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過）した局が増加したことによるものである。

一方、平成13年度の浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況については、図2-2-11のとおりであり、一般環境大気測定局においては、長期的評価で49局中10局で超過し、短期的評価では49局中48局で超過している。また、自動車排出ガス測定局においては、長期的評価で17局中10局で超過し、短期的評価では17局中全局で環境基準を超過している。

なお、平成13年度の環境基準の超過については、黄砂の影響が著しい日及び著しい逆転層が出現した日があるなど、気象の影響が大きいと考えられる。

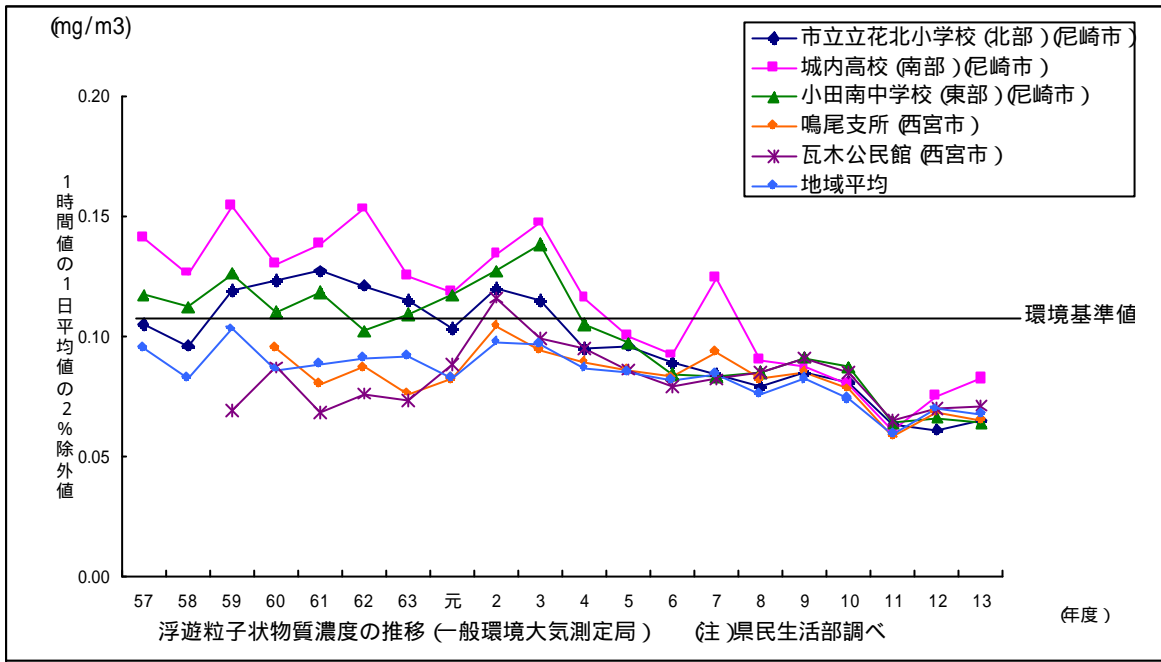


図 2 - 2 - 7 浮遊粒子状物質濃度の推移 (一般環境大気測定局)

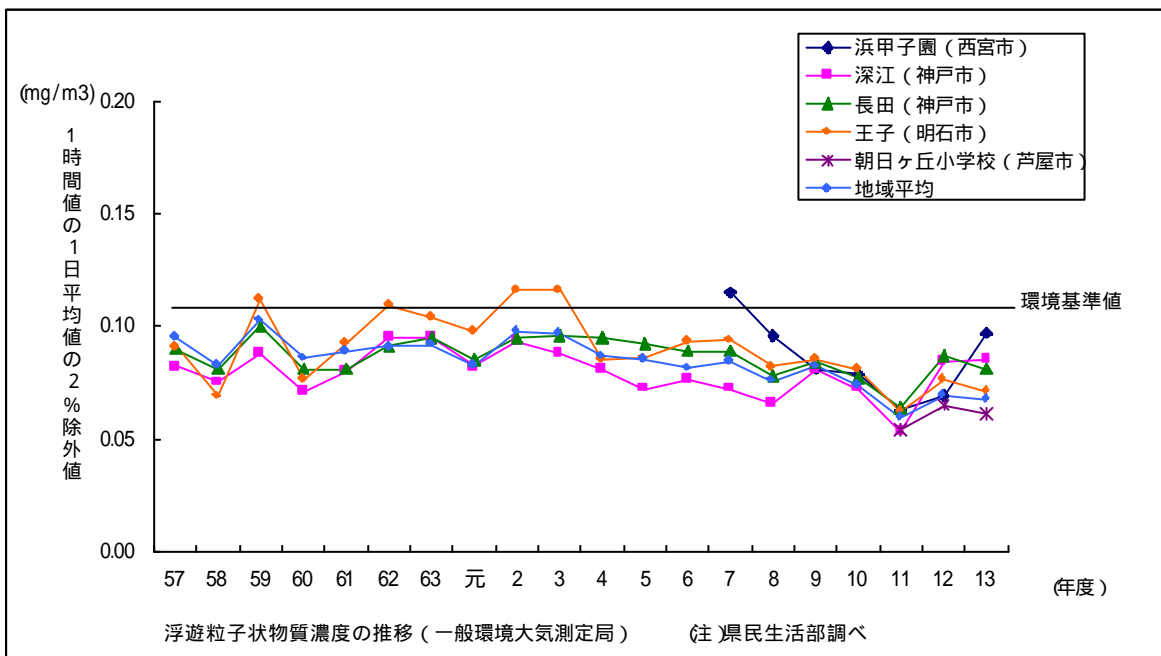


図 2 - 2 - 7 浮遊粒子状物質濃度の推移 (一般環境大気測定局)

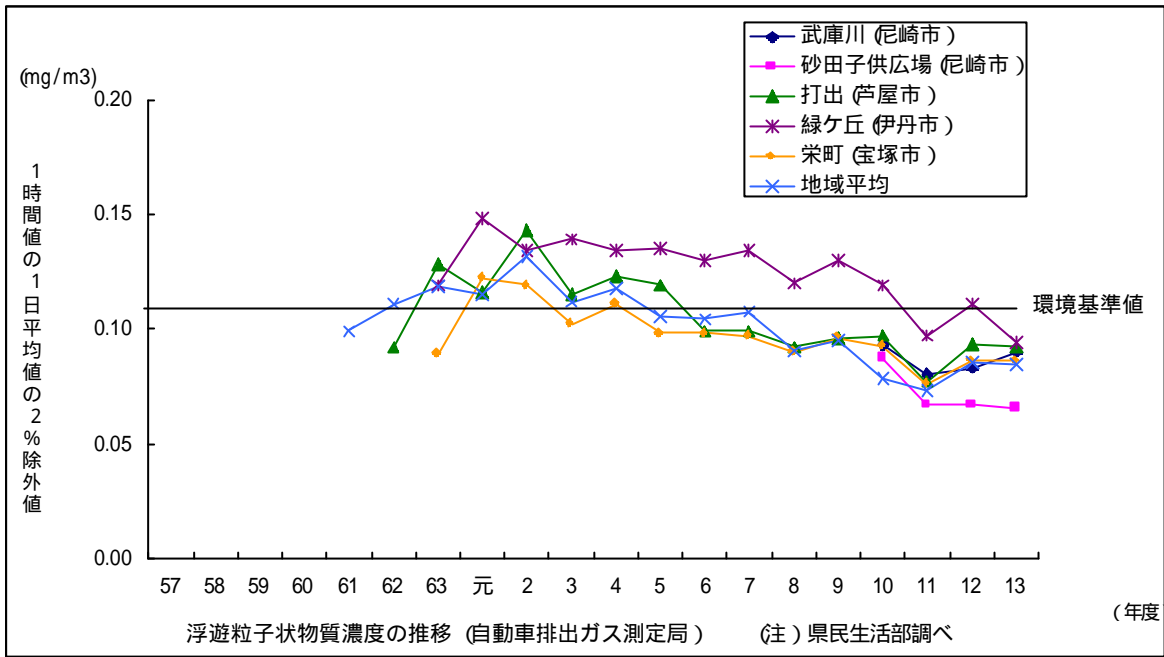


図 2 - 2 - 8 浮遊粒子状物質濃度の推移 (自動車排出ガス測定局)

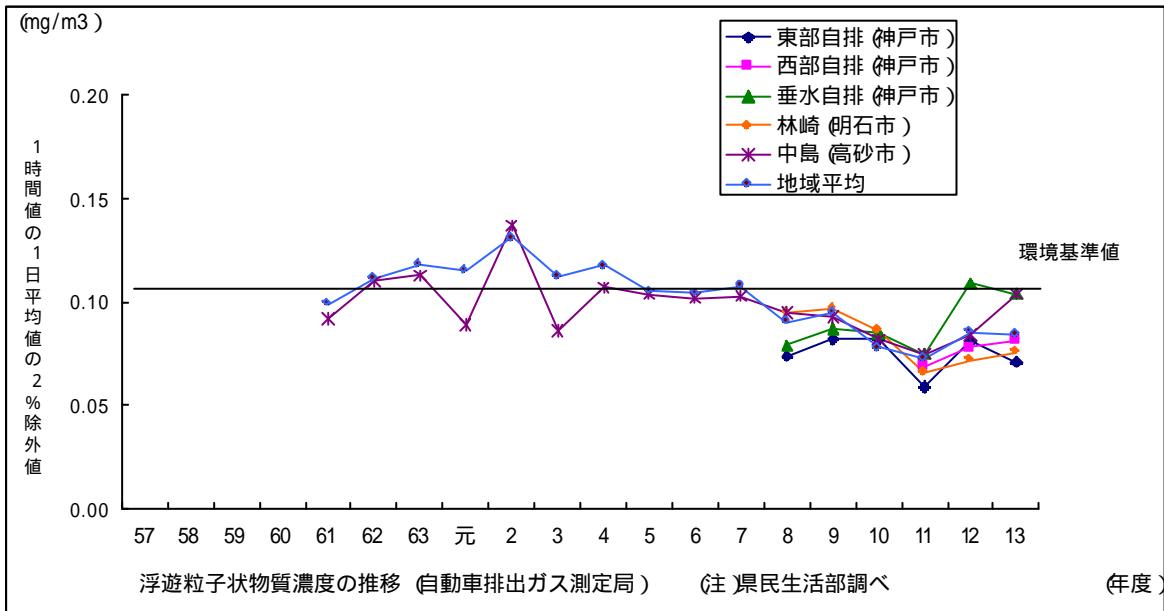


図 2 - 2 - 8 浮遊粒子状物質濃度の推移 (自動車排出ガス測定局)

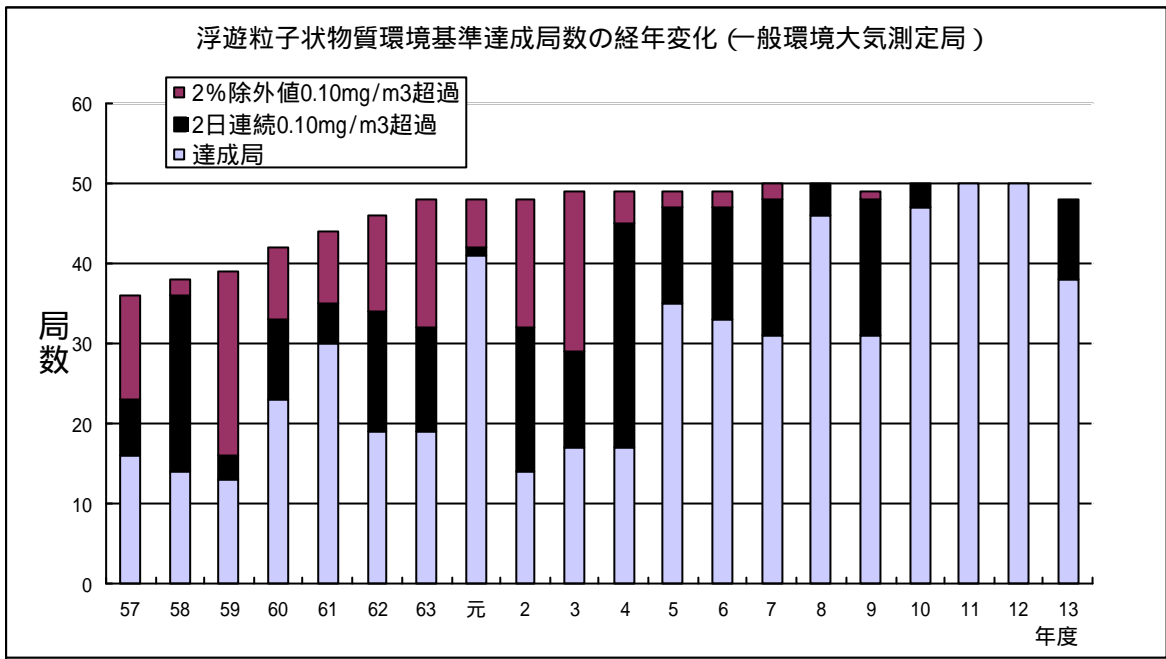


図 2 - 2 - 9 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成局数の推移
（一般環境大気測定局）

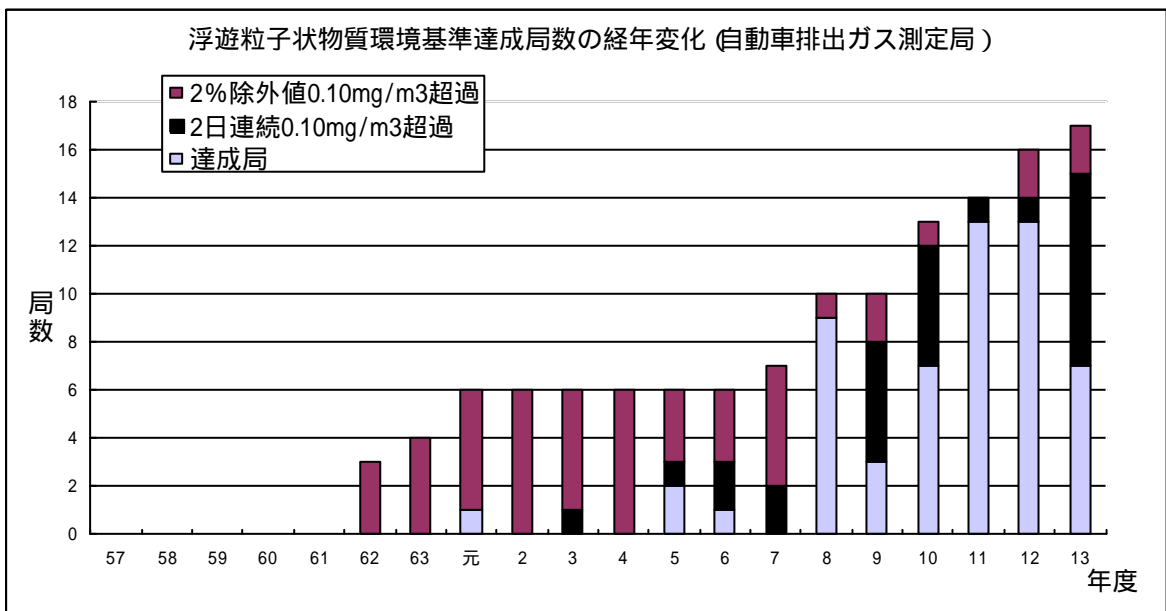


図 2 - 2 - 10 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成局数の推移
（一般環境大気測定局）



(注) 1 図中の番号は表2-2-1の番号と同じ
 2 兵庫県県民生活部調べ

図2-2-1 1 浮遊粒子状物質に係る環境基準達成状況(平成13年度)

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況

ア 当該課題に係る要因分析

浮遊粒子状物質は、工場・事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設において発生するばいじん及び一般粉じん、自動車から排出される粒子状物質のほかに、海塩粒子、土壌、黄砂等の自然起源のもの、二次的に生成するものなど多岐にわたると考えられるが、現在、その汚染機構が明らかでない部分が多い。

イ 過去の施策の実施状況

浮遊粒子状物質対策として、大気汚染防止法に基づき、一般粉じん発生施設に係る構造、使用及び管理に関する基準を順守させるほか、環境の保全と創造に関する条例により、規制対象施設の拡大、許可制度の導入並びに敷地境界及び地上到達点における濃度規制を行っており、これらを的確に運用することにより、一般粉じんの発生の低減に努めてきた。

(3) 講ずる施策及び達成目標

浮遊粒子状物質の発生に係る因果関係の解明、監視測定体制の整備に努めるとともに、浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成に向けて、当面は、発生原因が明らかである工場・事業場の固定発生源及び自動車等の移動発生源を中心に対策を講ずることによりばいじん及び粉じんの排出量低減に努める。

ア 固定発生源対策

(ア) ばいじん対策として、大気汚染防止法に基づく排出基準及び環境の保全と創造に関する条例に基づく排出基準の遵守徹底を図るとともに、燃焼管理及び処理施設の保守管理の適正化について指導する。

また、使用燃料の良質化、省エネルギー化等の対策を推進するとともに、特に廃棄物の焼却に伴う的確な規制、指導を進める。

(イ) 粉じん対策として、法及び条例に基づく規制基準の遵守徹底を図るとともに、必要に応じて堆積場への散水、工場内の緑化等適切な対策を進めるよう指導する。

イ 移動発生源対策

主要課題（第1節1(1)ア(I)）参照。

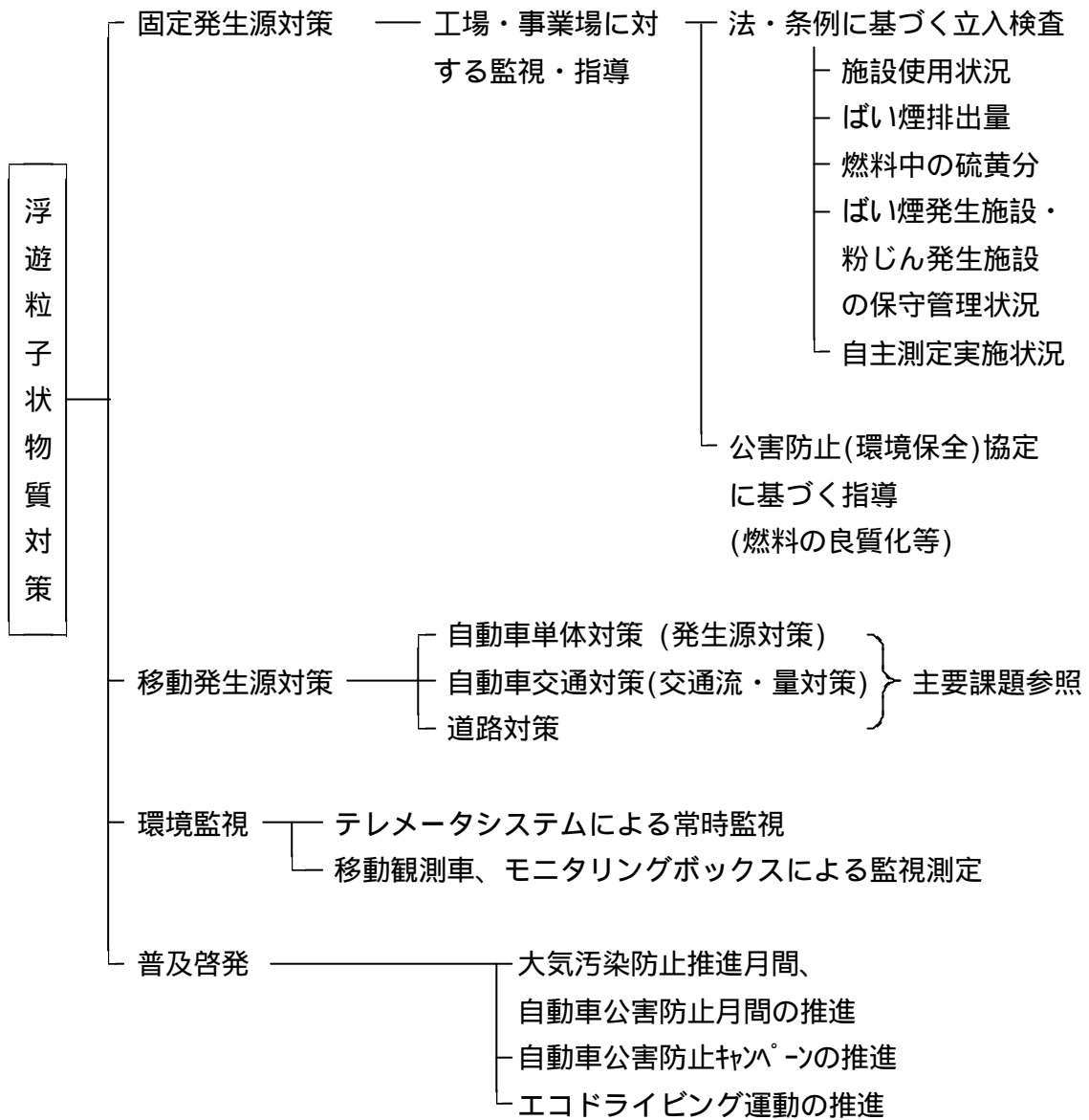


図 2 - 2 - 1 2 浮遊粒子状物質対策の体系